第１０回泉佐野市教育問題審議会　会議録要旨

開催日時	平成 27 年 6 月 30 日（火）午後 7 時 00 分～9 時 00 分
開催場所	泉佐野市役所 5 階　理事者控室
案件	・　開会 　事務局より報告 ・　案件 (1)　校区案の検討について ・調整区域及び経過措置について ・C 案について (2)　その他 ・　閉会
委員出席者	菅会長　佃副会長　馬野委員　森田委員　橋本委員 作野委員　孫左近委員　髙浦委員　冠委員　神藤（勵）委員 芝野委員　谷山委員　山岸委員
事務局出席者	東口　教育部長　中下　地域連携担当理事　樫葉　教育総務課長 茶谷　教職員担当参事　明渡　学校教育課長　東　人権教育担当参事 福島　施設担当参事

会　　長：只今から第 10 回教育問題審議会を開催します。本日の出席者は 13 名で会議が成立しております。今回を含めて残り２回の審議会となりました。それでは、前回の会議の議事録について、事前に事務局から委員の皆様に発言内容について、お配りさせて頂いておりますが、修正等がございましたら、只今、この場で申し出てください。よろしいでしょうか。無いようですので、皆様のご承認を頂いたということで、案件に移ります。それでは、事務局から説明いただきます。

　次に案件にはいる前に、通学区域の見直しに関する地域の動きがありましたので、その件について事務局より報告があります。

≪事務局より「通学区の見直しに関する地域の動きについて」報告≫

会　　長：では、案件に移ります。最初に校区案の検討について、「調整区域及び経過措置について」を事務局より説明をお願いします。

事 務 局：それでは、「調整区域及び経過措置について」ご説明させていただきます。資料は、右上に「資料番号１」と表記しております、A4、１枚ものの資料をごらん下さい。まず、調整区域についてですが、前回の審議会において、再検討するためのたたき台をお示しするということになっておりましたので、「③　調整区域」をご覧ください。2 段落目までは前回の資料と同じ内容となっておりまして、前回はこの後、「今回の再編にあたっては、極力、調整区域を設けないものとします。」という記述をしておりましたが、この部分について、様々な御意見を頂戴いたしました。その意見を踏まえまして、今回案文を変更させていただいております。

　先ず、地理的な状況があるということでございますが、現在の調整区域につきましても、少なからず、そういった理由でやむなく設置しているという現状がございます。次に、歴史的な経緯や地

域コミュニティとの関係から現在の通学区域へ通学させたいという保護者等の強い思いがあるということでございますが、この間、事務局に寄せられる要望や問合せなどから、強く感じられているところでございます。そして、最後は、「極力設けない」としておりました表現を和らげた形に変更しております。しかし、これまでの議論のなかで、調整区域の設置を好ましくないとしておりましたので、調整区域を全面的に肯定するような表現でなく、一定の条件を設けたうえで、調整区域の設置もやむを得ないと結んでおります。

続いて、経過措置についてございますが、(4)の「 ① 現在在籍している児童生徒の取り扱い」で、在校生について記述しております。前回の会議では、委員の皆様の意見が、新通学区は新１年生から適用すべきとの意見で一致しておりしましたので、在校生は、原則、新通学区を適用せず、希望する場合のみ、新しい通学区域の指定校への通学を可能とするとしております。

また、通学区見直しにあたっての基本的な考え方に従う形で、同じ小学校から分かれて進学することのないように、経過措置の適用を受けた児童が中学校入学時にも、引き続き、当該小学校の指定中学校に通学することができるようにし、友人と別れることのないようにしております。次に「 ② 未就学である在校生の弟妹の取り扱い」でございますが、前回、イメージしにくいので、パターンをお示しするようにとのことでございましたので、資料番号２の資料を準備させて頂いておりますので、そちらをご覧ください。①でございますが、在校生と同時にその弟妹が在籍する場合ということで、29 年の施行時以降に在校生の弟妹が入学するパターンでございます。②が在校生と同時に弟と妹が在しますが、同時に在校する期間が短い場合があるのではないかということであげさせていただいております。③は在校生が卒業したのちに二人目の弟妹が入学する場合ということで、一人目の弟妹は在校生の在学中ですが、二人目の弟妹は在校生が卒業した後に入学する。ただし２番目の弟妹１とここでは書いておりますが、その子どもと新たに入学します三番目の子どもが同時に学校に在籍するという形でございます。④はこういうケースは考えにくく、極端ですが経過措置の期間を定めない場合、弟妹の経過措置の適用期間が長期間になってしまう場合があるのではないかということで、例としてあげさせていただいております。③を認めた場合、三人いらっしゃる場合でも最長 15 年間経過措置が適用されるということでございます。⑤は先ほど説明いたしました小学校で経過措置が適用されました児童の中学校進学時の取扱いをここにも図で示させていただいております。平成 29 年の施行時に指定校が変更したあと、経過措置でこの在校生のほうが従前の小学校に経過措置を適用して在籍し続ける場合、卒業時に原則一年からの適用ということでしたら、中一に進学する時にその時の指定校のＡ中ではなく、Ｂ中、従前の小学校を含む指定校のＡ中ではなく、違う指定校になるということで中学進学時に友人と別れるという場合でございます。

資料１に戻っていただきますよう、お願いいたします。案文は、基本的に同時に兄弟が小学校あるいは中学校に通う場合は同じ学校に通えるように配慮することとしております。どこで線引きするかというのが難しいので、前回のご意見でも保護者の負担を考えるべきというご意見が多数ありましたので、そういった線引きはどこが適当かというところの判断が難しいので、原則的に兄弟が一緒に学校にいる間は一緒の学校に通えるように配慮すべきであるとしております。

最後に「 ③ 転校生に対する配慮」ですが、前回の内容に、転校前の見学会を実施するなど、転校前の配慮を追加するかたちとなっております。説明は以上でございます。

会　　長：ありがとうございました。それでは以上の件についてご質問をいただきたいと思います。特に経過措置ですね。表では書かれていますが、なかなかわかりづらい面もあろうかと思います。先ほどの文言についてもご意見、ご質問あるかと思いますが、いかがでしょうか。

委　　員：調整区域のことですけれども、前回の文案とは大きく違っているということはあるのですが、最後のところで「地域コミュニティや児童生徒の通学の安全に配慮する必要がある区域については」という言い方になっていますけども、地域コミュニティに配慮する必要があるという表現で示されるのは、具体的にどういう内容なのかということですが、これまでの議論からいうと町会が分断されているというようなそういうことについては随分時間をさいて話合ったと思うのですけれども、地域コミュニティに配慮する必要があるというのは、その議論も踏まえての表現というふうに理解していいのでしょうか。

事 務 局：基本的にはそういう意味合いがあると思います。現在、８か所調整区域があるのですけれども、その中にもその経過は定かではない状況です。そういったことに配慮して調整区域を設けているという部分もございますので、その現状を踏まえた上での表現ということでご理解いただきたいと思います。

委　　員：今日、調整区域ということでかなりのエリアが示されています。それと経過措置ということで記載していますが、これで言わんとすることは現況からできるだけ変化をやめようということなのですかね。本質的に。そういうことですか。従来のままでいこうと、できるだけ。そういう希望があれば。ということですか。

事 務 局：変更していくというのは当然、目的としてありますが、変更に伴うデメリットなど、そういった部分を緩和せざるを得ないというような考えで、今回こういった形でお示しさせていただいております。

委　　員：今まで調整区域はほとんど設けないようにする議論を行ってきました。しかし、今回、いきなり、調整区域が設置した案があり、最後の段階で堂々巡りになっていると感じました。いったんやめた案を復活するということは、今、おっしゃったように、なるべく現状のままでいこうじゃないかと、いうふうにしかみえないです。そういうのはすべてあてはまりますよね。調整区域で設けようと思えば。それについてはいろんな町からの嘆願書、要望書によって審議会そのものが屈したのではないかと、というふうに私は考えます。もともとできないことをやろうとしていたのではないか、そんなふうに考えてしょうがないのですよ。７回目、８回目の審議会ぐらいから。今日でこれ10回目ですけど。最初からもっと町の意見を聞いて、それは当然簡単にはできないと思いますが、もっともっと知らせることを先にすることが重要だったのではなかったかと私は思います。

会　　長：ありがとうございます。9回目あたりからこういう形になってきたのは、この審議会としてもなかなか苦しいところではあります。今回は調整区域の話の最後の文言に「地域の実情に即し、弾力的な通学区域の運用を行うため、一定の条件を設けたうえで、調整区域の設置もやむをえないと考えられます」と。非常に難しい表現です。先ほどもお二人の委員からありましたように、スタートが小規模、大規模それを子ども達のリスクを減らすということで、元に戻れば地域を重視したとか、交通の便のところをあまり考慮しなかったということで、そのまま子ども達にリスクは残るのだということも考えていかないといけない。それは地域住民の方々もそうだろうし、何度も言ったように子どもの人数が非常に少なくて切磋琢磨できない。実際には三小ですか、あとは日根野のように大規模化のような状況で環境的にも苦しいところがあるということで、ここがスタートしてもしこのままいくとそのまま、子どもたちにリスクは残ります。それでもいいのですかということはあると思うのです。ただ、今回調整区域がでたことが、子ども達がどうながれるかということは予想できるかもしれませんが、決定ではない。ですからこのあたりをどう考えるのか。時限を決めてここはこの調整区域がどのくらい、そのまま放っておくのではなくて、新たな考えとして調整区域は作るけれども、今後これをそのまましていいという理屈もないと思うので。そのへんのことは少し考

えられているのかどうかということでございます。

事 務 局：会長からお話ございましたように、元に戻したということではないですが、線引きというのは一定線引きとしてはっきりとお示しさせていただくと。おっしゃるように調整区域を設けてどちらへ流れるというのは蓋をあけてみなければわからない部分がございますので、結果、線引き通りに通学するような形に傾向が流れれば、その線引きが何年かのちには調整区域がなくなり、線引きが校区の境界というふうな考え方もできるかと考えております。

会　　長：ということはこの調整区域を再度見直すことはありとするのか、どうなのか。例えばいろんな研究があって、いろんな実証実験という言葉もありますが、ある程度この地域を、調整区域をたくさんでてくると思いますけども、それをどう子ども達が移動するかということは、ある程度の期間を設けて調査と言いますか、流れというかそういうものをみていきたいということも考えられる。あるいはそういうふうにする。あるいは永遠にこのままと。その辺のことを少しは考えられていますか。

事 務 局：現段階で今判断して何年後にはこうしますということは、私の立場ではお答えしにくいところなのですが、状況が変われば当然その辺は考えていく必要があるのかなというふうには考えております。

会　　長：これについてはいかがでしょうか。

委　　員：今まで会議を重ねて 10 回近く重ねてきたわけですよね。それなりの我々としては結論を出したと。やはりこれが児童のために一番いいのではないかと、それなりの結論をだしたわけですよね。ですからやはりそれをベースに我々の答申はなされるべきだと思うし、ただ、私たちの議論で一番弱いのは地域の実情が本当にわかっているかどうかという部分で、やっぱり弱みがあると思うのです。そこで判断ミスをしている可能性もないことはありませんので。そういう部分については実証実験といったらおかしいのですけど、試行期間をおいて、一回みてみようと。そして我々の線引きのとおり動いていたら、今のままでいいし、もし逆に動いているようでしたら、もう一度校区の審議会を開いて最終確定するということで、その時点においては調整区域というのはどうしても誤解をまねきますので、言葉をかえれば試行地域だと思うのですけれども。そこは 3 年だったら 3 年でやめると、その結果がでるわけですからね。明確な校区をしようと。これはなぜするかと、我々の判断に万一誤りがあったらいけないと私もそれは思いますので。それについてはテストする必要があると思うのです。それをそのまま放っているようでしたら校区を決めるという意味がありませんからね。そこで最終確定すると、調整という意味ですね。そういう方法を取るべきだと思うし。それと非常に気を使って経過措置でかなり長いこと考えておりますが、これではいつまでたっても校区はかたまりませんわね、やはりここは割り切って、新入生から変えると一本で通して、ただ、教育委員会の案でどうしても不都合があると、お兄さんと弟さんや妹さんを行かせる必要が絶対あるという特殊事例だけ救済するということで私はいいと思います。あまり例外をつくってしまいますと混乱するだけで、収拾がつかないと思います。

会　　長：ありがとうございます。他の委員さんいかがでしょう。

委　　員：今回、スタートの地点で話し合う前提条件として、子どもの安全、交通、もう一つ私自身が大きな要素だったなと思うのが、耐震工事をしましたので、耐震をした校舎は必ず使うということで統廃合はしない、逆に新設もしない、独自に耐震をした学校であっても人数が増えるといっても手をつけなかった校舎は使えないままなど、ハード面の制約が結果的に柔軟な線引きを阻んだ要素もあると思います。ですからこれは国の震災後の耐震工事を進めるという財政的な理由により、市としても判断したことなので、それにとやかくいうつもりはないですが、でも結果的に佐野台小学校で使っていない校舎があって、そこを佐野台が大規模化してきた時に再度その校舎を使うという見通しはないのかといった時には、それは市費として手をいれないという方向が出たわけですよね。そう

いうような一つ一つのハード面のことでいうと、この散らばり具合、それから使える枠も決まっているとなったら、柔軟な子どもの増減に対応できないということが、私は前提として、そこを抜きにしたら私自身は線引きをし直すことになかなか話としてイメージを膨らませきれなかったという要素が個人的にあります。極論で出た時に日根野小学校の大規模化を解消するのに、第二日根野小学校をつくるしかないというような話もある委員さんから出ていたように、市内の過密な地域には密集していくつかの小学校が点在している。それがエリアは変わって今、ぽつんと日根野小学校、上之郷小学校があったところに日根野小学校区に人が増加する。このことで、人口動態がかわってきている論議がなされたなかでいうと、今後の見通しとして現状の施設のしかも手をいれた校舎しか使わないということで、この線引きを確定させていくというのはとても難しいことではないかなと個人的な意見です。ですから今回の審議会の前提では、そういう校舎の取扱いをしてくれということの条件があったので、我々が話し合った結果、こういう線引きになった。そこに調整区域がまた登場したということであれば、理想的な線引きにもっていくには、市もお金がないのはわかっていますけど、ハード面のことで市が初めに提示した条件を、いろんな形でかえていくということも柔軟な発想の中にいれていかないと、理想的な線引きというのは引き直せないというのが個人の意見です。それが今の論議のなかにのっかっていける話かわかりませんけども私の考えです。

会　　長：ありがとうございました。先ほど他の委員からもありましたように、地域の声が初めはあまり聞こえてなかったということがひとつはあろうかと思います。8回目ぐらいから地域の話がはいってきたということで、こういう360度見渡してこういう文言になったと思いますが。他にいかがでしょうか。

委　　員：調整区域がたくさんあるなかで、これは何に対しての調整区域ですか。地域に対しての調整区域ですか。子どもに対しての調整区域ですか。どちらですか。

会　　長：これ、あとにしますか。それとも今やりますか。じゃあ、先にお願いします。

事 務 局：Ａ３の図面２枚、小学校の通学区域図案、中学校の通学区域図案をご覧下さい。まず、これまでお示ししておりましたＣ案の区割り案の線引き一部修正させていただいておりますので、説明させていただきます。まず、日根野イオンの横の青葉台地区ですが、この図面では緑色で囲った部分です。これにつきましては前回の説明におきましても現在は中央小学校の通学区域であると申し上げておりましたが、正しくは現在、佐野台小学校の通学区域でございます。Ｃ案では線路を渡ることから日根野小学校に変更することとしておりましたが、佐野台小学校への通学も当然線路を渡る必要がないということと、日根野小学校への距離とほぼ同じであることから、現状通り佐野台小学校の通学区域のままにすることが適当であると考えて訂正させていただいております。もう１ケ所ございまして、Ｃ案におきまして、末広小学校から長南小学校に変更する長滝の一部でございます。長滝第一住宅を含む地域でございますが、この浜側の境界線が南中安松の一部を含んでいることが判明いたしました。正しくは府道が字界となりますので、小面積でありますが浜側の和歌山側の三角の部分でありますが、この部分の南中安松を除いた形で線引きを訂正させていただきます。従来はまっすぐ線引きをしていましたが、カーブしていることがわかると思いますが、その部分を訂正させていただいております。続きまして調整区域について、ご説明させていただきます。図面を見ていただいたらわかるように斜線の部分が事務局のほうから提案させていただいている調整区域ということでございます。まず見てわかりますように、今回の見直し案で変更となるところをすべて調整区域としております。これは先ほど申し上げたように、線引きにつきましては検討していただいているのですが、地域コミュニティの関係等でデメリットもあるということで、そういった部分の緩和を行うという意味合いで調整区域にさせていただいております。それと従前からございまし

た調整区域が８ケ所ございましたが、そのほとんどが今回の変更区域と重複、あるいは隣接ということで、変更に伴う調整区域に含んでいるという形になっているのですが、それ以外の所が数ケ所ございまして、それを残す形にさせていただいております。それはまず、末広小学校区域の岡本、安松に隣接した部分と、上之郷小学校区域の JR 車両基地の浜側の部分でございます。これらにつきまして、経緯は定かではございませんが、長南小学校より長南中学校への現在通学が可能となっております。位置的には地域コミュニティ等の関係で長南小学校、長南区域との結びつきが強いものと思われますので、これまで通り調整区域とすることが適当と考えております。次に小面積ですが、中学校の方の図面を見ていただきまして、日新小学校の浜側の部分、こちらは新池中学校の区域でございますが、現在、第三中学校への通学が可能となっております。こちらも経緯は定かではございませんが、位置的な関係と推測されるとこでございまして、こちらも調整区域として残していきたいと考えております。次に、図面を見ていただいたらわかりますが、新たに設けさせていただいているところがございます。これらにつきましては、基本的に小規模化、大規模化を少しでも緩和するということ、あるいは、通学時の安全性の確保を目的にしておりまして、小学校区域の図面をまず見ていただきますと、４ケ所ございまして、まず泉ヶ丘地域、図面の右上のほうですけど、細長い形で斜線を引いております。泉ヶ丘地域につきましては、１丁目から５丁目までございますが、この１丁目と２丁目の部分を線引きしております。この部分につきましては佐野台小学校に近いということでこの線引きをしているのですが、目的は佐野台小学校につきましても、小規模化の緩和をしたいというところでございます。それと日根野地域で空連道を挟みまして、ＪＲから山側で、日根野の小学校区域では空連道の和歌山側にあたる部分でございますが、この日根野小学校区域ですが上之郷小学校が非常に近いということと、空連道を横断する危険性を考慮するということで、上之郷小学校への通学を可能とする調整区域としております。それと逆になるのですが、その下の上之郷小学校区域の部分でございますが、母山地域にあたるところですが、この地域につきましては逆に空連道を渡って上之郷小学校に通っておりますので、日根野小学校への通学が可能な区域ということとしております。また、右下の部分ですが、土丸地域になります。実際にお住まいになられているところは上の部分だけになるかと思いますが、こちらは現在、日根野小学校の区域ですが大木小学校の小規模化を少しでも緩和するというような思いをもちまして、大木小学校への通学が可能な調整区域ということにさせていただいております。図面についての説明は以上でございます。最後に中学校通学区域図をご覧いただきまして、図面の下側、上之郷小学校の通学区域全域ですが、この部分につきましては長南小学校の小規模化と１小１中を解消する意味合いをもちまして、本来は日根野中学校の通学区域ですが、長南中学校を選択できる調整区域とさせていただいております。あとの中学校の部分につきましては、小学校の変更に伴うところを同じように、小学校に準ずる形で調整区域にさせていただいております。

会　　長：日根野小学校関連の調整区域は４ケ所ありますね。この４ケ所の子ども達がすべて日根野小学校にきたと仮定して、シュミレーションすると大丈夫ですか。仮の話ですけど。

事 務 局：新たに日根野小学校に通学が可能となるのは、上之郷小学校から日根野小学校に変わる現在の児童数が 19 名ということで、比較的児童数が少ないということで、この部分が元々日根野小学校の方が全員、日根野小学校に残られたとして、増える要因というのはこの 19 人ということなので、なんとか対応できるかなと考えております。

委　　員：この話、小学校何人何人って話って、一番初めにしませんでしたっけ。話が戻っていませんか。例えばこれが全部、日根野小学校以外のところで調整区域になったところが、もし、中央小学校とか上之郷小学校に行ったら、上之郷小学校と中央小学校は受入れできますか。それ、出来る、出来な

いで話しませんでしたっけ。ということは元に戻っているわけですよね。しかも、すごく疑問に思ったことがあって、中学校区の調整区域で、上之郷小学校全域の校区が長南中学校にいくのであれば、ＪＲ渡るわけじゃないですか。この危険性というのはどうなるのですか。そしたら野々地蔵は何も関係なくなるじゃないですか。ここの説明ってどうするつもりですか。

会　　長：いかかでしょうか。

事 務 局：非常に遠距離になるということで、小学校に比べて中学生というところもございまして、現実的に距離が離れていますので、選択される数は低いと思います。

委　　員：そしたらなぜですか。全然この中学校区の根拠が私にはわからないです。

事 務 局：目的は長南中学校の小規模化をいくらか緩和したいという思いと、1小1中という形ですので、それも解消できたらということです。

委　　員：1小1中ってそんなにだめなことですか。別にいいところはいじらなくていいじゃないですか。うまくまわっていたらいいじゃないですか。思いませんか。だって、この状態で上之郷小学校の子ども達が長南中学校に全部いっても、長南中学校は受入れ可能ですか。先ほど他の委員がおっしゃられたように、市が当初、会議の中で、抜本的に校舎を増やすとかそういうのがない状態での話し合いですというのが前提じゃないですか。今になって元に戻っているわけですよね。そしたらまたそこで受け入れられませんとかそんな話また戻るじゃないですか。

事 務 局：申し訳ないですけども、正直、全員が長南中学校に通った場合のシミュレーションはできてない状況でございます。非常に可能性的には低いことと、選択肢を増やすという意味合いもございまして。

委　　員：上之郷小学校から何人ぐらい動くことで、長南中学校の小規模化が解消されて、本当に現実的に可能性のある数字としてはじけるのかどうか、ひとつの小学校区すべてを「どっちへいってもいいですよ」ということで指定するというこの一番中学校区の調整区域では、一番網掛けが広いじゃないですか。それが突然ふってわいたように一回も今回の論議でさわりもしなかった長南校区のことを突然最終に近づいたところで出されて、しかも日根野中学校区の大規模化を解消するためのバーターみたいに、「長南中学校にいけばいいよね」のような話で、しかも結果的にふたをあけたら誰もいきませんでしたというのが目に見えているこの調整区域を自分も参加した審議会の案として、通るとなると、この会議の意義や、忙しい時間に会議を開き、他の委員がおっしゃられたように、初めからの数回分の論議は何やったのかというぐらいの話です。役所が年度をまたいだからって、こんなにあからさまに変られると、継続して年度をまたいでも引き続き議論をした審議委員に対して、誠意の問題だと憤慨しています。次の回で結審ですよね。わからないですね、見れば見るほどわからなくてすみませんが。

委　　員：先ほどの説明で、全部移動したシミュレーションもできてないのに、急にこれを出して、何の話をするのですか、私らは。これを見て疑問にしか思わないですよ。

会　　長：委員の皆さんの疑問点、まさにそうだろうと思います。そこのバランスだと思いますね。先ほど、地域コミュニティってどういうことでしょうかというご質問。事務局としてもたくさん要望で、一ケ所を認めれば、右をたてれば左はたたないとかですね、そういう状況に実は陥っているのかもしれません。先ほど前回はもう少し地域が狭まっていましたけども、しかしそれをみると、地域の人はあそこが許されているのになぜうちは許されないのという話がどんどん加速して、ここにでてきて事務局も混乱しているというのは本当のところかなと思いますが。

委　　員：私はこの調整区域はあんまり賛成ではないですけども、今の話聞いていると校区再編することによってのメリットよりもデメリットの話ばかりに聞こえますよね。ではなく、今まではこっちの小学校に行っていた子どもが、例えば平成29年度からこっちの学校に行くようになったと、そうする

ことによって交通の危険がなくなるから、「あなたたちは来年からこっちに行くんやで」とか、そういうふうにもっとメリットを大人が子どもたちのこと真剣に考えて、校区再編したんやでというのを、もっとわかりやすく、表に示したら、地域コミュニティなど、もっと大事なことがあると思います。あくまで子どもの安全と子どもが勉強する機会、それをいかに大事にしてあげるかが、一番大事なとこだと思います。そのへんをもっと表に出してくれたらなと思います。

委　員：この案は、調整区域が示されている部分があまりにも多すぎるということが第一なのです。結局、声があがっていたところを拾っていったら、こうなったという図じゃないかと私はそう思ってみています。それで私たちとしては、C 案を出しているわけですよ。それは一応、子どもさんの安全やいろいろな面、将来なども考えて、それがいいということで、出させてもらったわけです。でも、我々の考え方が絶対正しいという保証もまたないのです。だから、最小限度のところ、つまり、非常に切迫しているというところについては試行区域を設けたらいいだけであって、それも限られた数だと思いますが、そこについて結論が出て、ただしそれも流したらいけませんので、期間を決めて最終的には必ず校区で決める。調整区域は残さない。そういう方向づけをきっちりしないとね。今まで、何のために議論しているのかわかりません。

会　長：今、おっしゃられたように最初の C 案という太いラインが我々としてはもう決定させた。また、斜線の部分の調整区域は、ある期限を決めて試していこうということも。地域コミュニティの問題がありますが、それでもばらばらになるかもしれません。そうなると、その時はどうするのか、先ほど声だかにおっしゃられた地域コミュニティの大切さ、それはわかりますが、でも、ばらばらになった時には、ここで一回決めさせていただきますよと。そしたら地域コミュニティがしっかり一つになっていただきますよねってことだろうと思うのですよ。

委　員：科学的なプロセスを踏んでやるべきだと、私は申し上げたいのですよ。なんとなくだらだらするのではなしに。だから、期限も切るし、こういう方法で決めましょうという方法も決めて、それで最後に確定すればいいだけであって。

会　長：事務局としてもこれだけたくさん調整区域をつくることによって、煩雑な手続きが倍ぐらいになってくるのではないですかね。逆にいったら人件費もかかってくる、また、コストパフォーマンスも大変ですよ、ですからそういうことも含めて、地域の皆様の声を聞いたあと、我々はそちらの方に返すように、これからは我々がきちっと見させていただきますよ、最初に決まったのは太い線ですよということだろうと思いますけども。

委　員：第１案で判断ミスしただけですからね。正しくすればいいだけですからね。そうだと思います。

委　員：今回、地域の声を聞いて、この調整区域が大量に出てきたと思います。私もこれにはびっくりしています。ただ、この調整区域の意味は全くありません。なぜならば、調整区域であれば、従来通りの校区にみんなが必ず行くと思います。だから意味がないです。だから、冒頭に言ったように、地域の声をまず先に聞く必要があったなと私は思っています。今さら、なんだかの答申を出さないといけない段階にきて、こんなことで足踏みしてはだめですが、だからもっと違う見方をする必要が絶対にあったと思います。例えここで出した案が議会で仮に通ったとしても、絶対に大きな問題になりますよ。こんなことでは年半もかけて何のためにやってきたのかと思います。

委　員：あくまで、子どもの教育と安全の観点での話ですから。

委　員：では、地域の声を無視するのですか。

委　員：地域の声は無視していないです。

委　員：していますよ。

委　員：そう思うのであれば、もっと初めに言わないとだめですよ。そこはそこでまた別に考えないといけ

ない部分と、それはそれ。子どものことだけを考えて、これはこれで考えて、今できることを述べないといけないのがここだと私は思います。そこから当然そのあとに、議会があって、パブリックコメントがあるわけですから、そこでようやく盛り込まれる部分が、これだと思うのです。案としてでるのであれば。ただ、審議会でこれを出されたら、じゃあ何をするのかってなった時に、初めに戻ることですよね。それだったら審議会の意味がないと思います。

委　　員：審議会としては示された条件に配慮し、線を引き直したものに、更に無かったはずのものと、こちらが設けないことにしたものまで、設けろということなら、さわらないという校舎を建て、新しい学校を建設してくださいという対案をこっちは示したいぐらいですよ。そのような覚悟があるのでしたらわかりますが。そんなことが、一切なく、こっちにばかりが妥協する、役所で決めたことを議会に通して市民に問えばいいのではないかという程度のことでは、我々は何のために集められて、しかも、我々のお墨付きでこんな案が出ましたって言われ場合。組織の代表で委嘱いただいて、この会に参加しているものが、その団体の中でどんな立場になるかということも含めて、信用問題になると私は思います。

会　　長：皆さんの意見はすべて正論だと思います。先ほどいろんなご意見があったということですが。

委　　員：私が最初に地域コミュニティっていうのは、一体どういう内容を書いているかって、お話したのは、一つの町会が二つに分断されることについて、それは安全上のこともありますが、地域の人が育ててきた子ども達のコミュニティ、子ども達の姿もありますよと。そこが分断されることになりますよといいました。子ども達は学校だけで生きているわけじゃないですからね。そのこともこの会議の中で、問題提起してきたつもりです。地域が分断されるということは、地域の子ども達が分断されることにつながりますよと。だから最初に、そのためにはその姿もちゃんと見た上で、線引きを考えるべきじゃないですかということもお話してきたと思います。調整区域がこんなにたくさんある中で、どこが優先されるべきかというふうなことを考えた時に、やっぱりその議論大事にしてほしいということを私は最初に確認したかったのです。町をまるごとこっちに行ってもいい、あっちに行ってもいいという話ではなく、一つの町として育ててきた子ども達が、この線引きによって地域の中で分断されることが、心配されているかたがいらっしゃいますよということです。だから調整区域がこのあとどうなるかということについては、この審議会の結論は委ねますし、その結論については私も責任あると思いますが、その調整区域は大事だと考えていくときに、町を分断していることは非常に大きなことだということをしっかりと、パブリックコメントでも、議会でも、市のなかでも、やはり受け止めていただきたいなと思います。そのことについては３回、４回のなかでずっとお話をしてきたことだと思いますので、そこの子ども達がＡ小学校、Ｂ小学校、Ａ中学校、Ｂ中学校へ行くときに、すごく地域が混乱するということを地域の方たちは心配しているし、それが地域のまとまりにも大きく影響すると思いますから、地域コミュニティもまた子どもの大事な問題だということを、そういう認識が必要だと思います。

会　　長：はい、ありがとうございました。先ほどおっしゃったように、調整区域がほとんど今と変わらない、動かないということになると、第三小学校はそのまま小規模で終わる。前回の審議会の時には統廃合の話をした時に、第三小学校の方々から是非、存続してくれというようなことがありました。そういうことも配慮しながら線引きをしていました。そのへんで何かありますか。

事 務 局：今ずっとご意見拝聴して、ごもっともなご意見で非常にご指摘は理解できます。

会　　長：事務局は事務局で、地域の皆さんのお話を聞いて、こういう策を考えたと思います。誰が悪いということではなく、いろんな意見を聞いていると、着地点がこういうところだったと思います。先ほど、他の委員からもお話がありましたように、少しこれは期限をきってみていくということでいか

かでしょうか。

委　　員：それはエリアをもっと絞り込んでですね。

委　　員：この委員会でどの調整区域が最優先かを決めることはできなですね、期限をきるということは可能かもしれないけども、どこがどうなのかという話は、この委員会で少なくとも私はできないです。今、皆さんが話されている地名は全くわからない。私は奈良県から来ていますからね。一応、私の立場で言えば、教育的な効果を高めるためには、どういうブロックで再編成をすればいいのかという課題を私は受けて、小中一貫のことや、小規模、大規模など、いろんな面を考えた時に、これが一番可能だろうということでＣ案になったと思います。そこからさきは地名で言われても私は全然話にのれないです。ですから前の時も、三小が廃校かなという話で、ふたを開けてみたら残留だという話になったのと同じように、それはもう委員会のレベルじゃなくて、行政なり、あるいは市長なりの判断になることだと。少なくともこの委員会の中で、私の役割はすでに終わっているという印象を持っています。

会　　長：そうですよね。この審議会はあと一回で終了するということです。ですから、次になる何年後かはわかりませんけど、そこまでのつなぎを作らなければいけない。「これで終わりました。これで永遠にいきましょう。」というわけにもいかないから。ですから今回最終的なまとめはさきに出す形になるのかもしれないですけども、そういう形にせざるを得ないということだと思います。例えば第三小学校はこのままだったら小規模化はまぬがれない。第三小学校の保護者から少しお聞きしたら、かなり人数が減っていて、子ども達がなかなか切磋琢磨できないというような話も聞いていますし、それを我々なんとかしようとしましたが、こういう形で地域のお話を聞くとこうなると。非常に市内の子ども達すべてを、今、他の委員がおっしゃったように教育的な効果を考えると、本当はこれではないということは、どこかに明記しなければいけないことだろうと思います。ただ、過渡期でこういう形で終わるのはじくじたるものはありますけども。そういう地域の考え方、あるいは事務局の最善を尽くしたと私はみえますけども。それとこれから我々は、結論を出して議会か教育委員会議のほうに委ねるしかないのかなというふうに思います。他にいかがですか。

委　　員：皆さんのいろいろなご意見はそのとおりだと思いますので、この審議会として、調整区域をどうこうするという話はできないのではないかと思います。審議会としてはＣ案を出していくと。ただ、文章記述として、調整区域も考えられる的なことをいれるとしてもいいと思うし、調整区域を設置するとかしないとかいうことは教育委員会に委ねてはどうですか。教育委員会は一番地元のことよくわかっていますし、全市的な立場で考えていく位置にありますし、建物や、あるいは運動場の面積など、全てわかった上で考えていくことができます。そして、子ども達の増減も将来性も見通しも資料も持っています。そこで調整区域の設置については判断してもらってはどうですか。それから審議会としては調整区域を一切出さないという形にして、線引きとしては出さず、文言として触れておく。そういう形でまとめたらどうですか。

会　　長：ありがとうございます。戦略、戦術の話になってくるのでしょうか。審議会としては、そういう方法も考えられると思います。他にいかがでしょうか。

委　　員：今までにも行政から説明されたかもわかりませんが、現在、すでに８ケ所の調整区域があるわけですね。今回、更にたくさん出てきたということで、委員の方からもいろいろな意見を言っておられますけど、この８つは、どこなのかもう少し詳しく明示してもらって、それぞれの効果、また、行政としての意見や状況説明をいただけたら参考になります。

会　　長：では、事務局から現行の調整区域の場所をお話いただけますか。

事 務 局：８ケ所ですが、先ほど、説明しましたように、小学校の区域図でいいますと、末広小学校の区域で

あります岡本安松地区の左端の岡本安松に接している部分がひとつと、JR の車両基地の浜側、これが上之郷から長南小学校選択できる区域。それと野々地蔵地区の斜線部分で、いちばん右の三角地で、貝の池の下の部分、ここは中央小学校の区域ですが、日根野小学校を選択できる地域となっております。この野々地蔵地域で浜側に向けて２本の角のように出ている部分がありますが、その左側の部分ですね、現在、日根野小学校の区域ですが、中央小学校を選択できる区域となっております。それと泉陽ヶ丘地区で、斜線を引いています。新池中学校の上のところですが、ここは日新小学校の区域ですが、中央小学校を選択できます。あと、上町は現在、第二小学校ですが第三小学校を選択可能な調整区域となっております。あと、末広小学校の区域で、これも斜線を引いていますが、長滝の一部と今まで表現させていただいた末広小学校区域の長南小学校を選択でき、今度の C 案で長南小学校に編入する部分です。小学校については以上で７ケ所ですけども、中学校につきましては日新小学校の浜側の部分、小面積ですが新池中学の地域が三中を選択できるというところです。以上の８ケ所です。

会　　長：ありがとうございます。いかがですか。よろしいですか。他いかがでしょうか、この調整区域はひとまず、置いていただいて、その経過措置ですね、資料番号２の例えば④であると 15 年間も経過措置、これもさっきの調整区域と連動しますので、非常に複雑な動きをするかもしれません。これについてのご意見ございますか。取扱いとすれば平成 29 年度入学生の 1 年生からということになりますが。

委　　員：法律論的な考え方からすれば、当然 29 年度の新入生からは全面的に適応されるというのははっきりとしていますね。ただ、非常に不都合があるという個別事情だけをなんとか救済策をあてていくということにしないと、兄弟があってこういうふうにというやり方をやりますと、非常に煩雑になりますね。

会　　長：もちろん、1 番から 4 番までにないいろんなパターン、ケースがでてきます。ご両親の関係でいろいろあって、お子さんがどういう関係なのかということも含んでいますから、ケースバイケースになってくるのかなと。大きくはこういうふうに分けていただいています。

委　　員：これも大きく言えば我々が改革をやろうとしているわけです。改革をするときには線引きが非常に大事だと思います。いかに早く最終結果に近づけるかということを念頭におかないと、いたずらに時間ばかりかかることになります。

会　　長：さて、いかがでしょう、この件に関しては。文章的には未就学の子ども達のことを書いていますが、転校生に対することも書いています。

委　　員：先ほど、事務局から話ありましたように、その線引きに関係した地域の方々からいろんな声が出ているということをお聞きしましたが、実際に C 案で出した場合、確かに異論が出てくると思います。通学する学校が変わるということは、先祖代々百何十年も同じ学校に通ってきたのが、この子の代になって変わるのかと言う場合もでてくるだろうし、その中で地域コミュニティとの関連もありますし、いろいろとご不満、ご希望出てくると思います。この会としてはこれから 20 年、30 年を見通した中で、このあたりが妥当な、理想とは言えなくてもそれに近い線でないかということで提示していくと。あとは地域の皆さん方で、それは非常に困ったもので、自分の子ども達を守っていくためには、このことには承服しかねるということについて、いくつか出てくると思いますが、この会をいつまでも続けるわけにもいきませんので、教育委員会で受け止めていただいて、協議を重ねていただき、そのように委ねるしかないと思います。

会　　長：ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがでしょうか。

委　　員：経過措置についてですけども、他の委員がお話したことをきちんと理解しているかわからないです

が、一定の期限をおいて、あとは個別審査で対応する。指定校変更という制度が教育委員会にあり、非常に保護者や子どもの実情を考えて、柔軟に対応している部分もあると思いますが、そのように個別審査の対象にして、審議会の答申案としては細かい事を書く必要はあまりないと思います。一定の期間、運動会の日が重なる場合など、配慮が絶対に必要な場合はありますが、答申案にこういう細かい事を書く必要はないという気はします。

委　　員：平成29年度の新1年生からということは決まっていることじゃないですか。それに対して疑問に思われる兄弟のことなどは、問合せをしていただいたらどうですか。そしたら、もう審議することなくなるじゃないですか。あくまで、ここは試案をつくり、後からいろんな方向から見てもらって、肉付けしてもらっていくところだと私は思っていますけど、それで間違いないですよね。

会　　長：はい。ですからここで決まったことがそのままいくというわけにはいきません。このあと、教育委員会があり、議会があり、最終判断するのは議会ですから。

委　　員：なので審議会ではこうですよ、あくまでこういう観点で考えた結果ですよと。プラスアルファは議会や地域の方の意見などを聞いて、やっぱりこういうのも必要だと、こういうものも盛り込んでいかなければならないというのは先の話だと思います。そんなに事細かく決めなくてもいいというのが私の個人的な思いです。

副 会 長：私も同様に考えます。経過措置等についての事例を詳細に記載し、その対応について「次のとおりに配慮する」と書くと、柔軟な対応がかえってむずかしくなるように思います。予想される配慮事項を例示する程度にとどめてはどうでしょうか。調整区域についても、今日のここまでの論議をきくかぎり、審議会として具体案を出すことはむずかしいように思いました。審議会としての本筋のC案を示したうえで、地域の実態に応じた調整区域の設定の余地を残す表現にしてはどうでしょうか。

会　　長：少なくとも、例えば調整区域はなくすべきではあるかなど、基本的には、最初に話し合ったものは残さなくてはいけないと思います。「しかし、この状況をみると」という文言に変えていけば、我々が最初に意思統一したところは残していかないと、全く、第８回、第９回で変わってしまったということは、この審議会はなんだったんだと言われてもしょうがないので、そこはきっちり残していって、「しかし、その状況」「あるいは地域」そういうものを統合的や総合的に考えるとこうであるという文言に変えていくというのが必要であろうと思います。

副 会 長：後に審議会のこの案をもとにして、議会に示す案をお考えになるわけですから、そこの部分で動きにくくするような案は、私たちは出すべきではないと思います。

委　　員：ここではあるなしではないのですよ。

委　　員：調整区域については、調整区域を設けるべきでないという意見が大勢であったということでいいわけでしょう。例外もありますので。そこで含みも持たせて、その判断に対しては先ほど申し上げたように、せっかくこれだけ議論し、また、だらだらと流れる形はよくないから、とにかく歯止めをかけるべきだと思います。もし、その条件を変えるのなら。そこのところだけ明確化、実証実験としてやるということで。

副 会 長：この審議会でも、地域の声を真摯に受け止めたうえで、３回にわたって調整区域について話し合いをしてきています。調整区域は望ましくないという審議会の原則的な意向は明確に示していただくべきと思います。そのうえで、そこから先のことについては、地域の事情や要望に対応できる事務局、議会におまかせするという方向でまとめるべきではないですかね。

委　　員：強いて言えば、審議会でくみ取れなかった部分ですよね。それは委ねないといけない。

会　　長：それは棚上げではないのですけれども、我々も真摯にこうようにこちらの方を検討してという話に

なっているのだろうと思います。このＣ案、調整区域がたくさんあるのはだめだということでもないわけです。併記ではないですけども、それは書いていかないといけないですけども。他いかがでしょうか。あと１回ですけども、この文章は最終的に相当読み砕いて、ここで検討しなければいけないかなと思います。皆さんのご意見いただきましたので、それで事務局とともに作成していくということでよろしいですか。あと１回ですけど。

委　　員：あと１回でしたら、事前に会議資料を配布していただけますか。

会　　長：少なくとも１週間前には用意していただきます。よろしいですか。他いかがでしょうか。

委　　員：地図はどんな形で、出していただけますか。

会　　長：それも少し検討させていただきます。例えば、最初のＣ案もでてきました。ここは審議会ではこうなったと。８回９回10回と地域の意見を聞いて、こういうのが出てきたと。これを我々は決定することにはできないと、そして、上にあげていく、その考え方もありだと思います。これが大勢で、我々の審議会は全員一致でこれにしますということではないです、どう考えても、ご意見からね。でも、両論はありだと思います。どちらも悪いとはいってないわけですから。そういう考え方もある。非常に玉虫色なことですけども。

副 会 長：ベースとなっているＣ案が明確にわかるかたちの図面になるようお願いしたいと思います。

会　　長：これはだめだと我々は否定もしていない。いいとも言っていないけど、否定もしていない。非常に難しい判断でしょうけども、あと、５回６回討論するならまだしも、この段階ですので。あと１回ですので。それはそれとして、それを望んでいる方の意見を聞いたということだろうと思います。ということで、このへんにしようかなと思います。次回の日程ですけども、先ほどもご意見ありましたように、事前に資料をということですので、事務局から委員の皆様には資料をお送りして、それを持ち寄りたいと思います。これで審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。